

報道機関各位

行政課長



教訓を  
伝えて活かす  
まちづくり



## 三条市・県・国が連携した水害対応総合 防災訓練を実施

昨年、三条市を含む信濃川下流域全体の治水に関わる機関が一堂に会し、下流域のもつ課題を共有し、協働して下流域全体の防災力を向上させる治水方策を推進するために「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」が発足しました。この協議会で、今年が平成16年7.13水害から10年となるため、三条市・県・国が連携した洪水対応訓練を実施することになりました。

また、中越大震災から10年、新潟地震から50年など過去の災害から節目の年を迎える県内では、防災・減災の機運を高めるため、「防災・減災 新潟プロジェクト2014」と銘打ち、関係者が連携・協力した活動を展開していくこととしています。

以上より、市が毎年出水期前に実施してきた水害対応総合防災訓練を今年は、同プロジェクトの活動の一環と位置づけ、「三条市・県・国が連携した水害対応総合防災訓練」として実施します。

- 1 開催日時 6月22日(日) 午前5時～11時
- 2 場所 三条市役所各庁舎、第1次・第2次避難所ほか市内一円
- 3 訓練内容
  - (1) 災害対策本部・支部における各種訓練、避難所の設置訓練
  - (2) 共助による避難行動要支援者の避難支援訓練等
  - (3) 消防団及び防災活動協力事業所による水防訓練
  - (4) 避難訓練(自治会による第一中学校・嵐南小学校(小中一体校)への避難訓練、パルム立体駐車場ほか緊急避難場所への緊急避難訓練※パルム立体駐車場では、市による屋上物資保管庫を拠点とした物資搬出・配送訓練を実施)
  - (5) 三条防災ステーションを拠点とした各種訓練等【9時～10時30分】
    - ア 県・国保有の水防資材や国保有の災害対策車両等を活用した水防訓練
    - イ 新潟県消防防災ヘリコプターによる救助訓練
    - ウ 無人航空機(UAV)による現地飛行試験
  - (6) 県・国の情報連絡員(リエゾン)派遣による市対策本部での情報収集・伝達訓練【7時30分～11時】
  - (7) 国の防災ヘリコプター(ほくりく号)による被害状況等の情報収集・伝達訓練【8時30分～11時】
  - (8) 国の衛星通信システム(Ku-SAT)を活用した市対策本部及び第一中学校・嵐南小学校(小中一体校)の地元避難住民並びに三条市水防学習館への映像配信訓練【9時20分～11時】

県・国と連携した訓練

※各訓練の時間は当日の状況により変わる可能性があります。

- 4 三条市水害対応マニュアルの改正について 別紙のとおり

【問い合わせ先】三条市総務部行政課防災対策室 0256-34-5511 (内 339,469)

新潟県三条地域振興局地域整備部治水課 0256-36-2317

国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所 副所長(技術) 025-266-7131

## 三條市水害対応マニュアルの改正について

## 1 趣 旨

平成 17 年に内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に多くの市町村で避難勧告等の判断基準が定められてきたが、依然として多くの犠牲者が出ていることから、中央防災会議等で議論がなされ、これらの報告を受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正された。

また、旧ガイドライン策定以降、土砂災害警戒情報の提供や洪水予報の見直し、新たな気象情報の提供が行われるようになったこと等から、平成 26 年 4 月にガイドラインの改正が行われた。

三條市として、この改正を踏まえ、住民等の円滑かつ安全な避難の確保するため、三條市水害対応マニュアルを見直すもの。

## 2 改正内容 配備体制及び避難情報発令の基準の見直し

## (1) 河川

区 分	判 断 基 準			備 考
	五十嵐川(渡良瀬橋)	刈谷田川(大堰)	信濃川(尾崎)	
第 1 次配備	11.3m	16.0m	8.5m→ <b>(新) 8.2m</b>	水防団待機水位から
第 2 次配備	12.0m	17.0m	9.0m	
第 3 次配備 避難準備情報	13.5m	18.5m	10.0m→ <b>(新) 9.5m</b>	避難判断水位から
避難勧告	14.0m	19.0m	11.0m	
避難指示	災害発生の危険性が非常に高い、又は災害が発生			

## (2) 土砂災害

区 分	判 断 基 準	
	(現)	(新)
第 1 次配備	大雨警報発令＋累計雨量 120mm 土砂災害前ぶれ情報の発令	<b>土壌雨量指数基準の超過による大雨注意報が発表</b>
第 2 次配備	土砂災害警戒情報の発令	<b>2 時間以内に大雨警報（土砂災害）の発令基準に到達する予測が発表</b>
第 3 次配備 避難準備情報	土砂災害発生の前兆が確認	<b>大雨警報（土砂災害）が発表 土砂災害前ぶれ情報が発表</b>
避難勧告	災害発生の危険性が非常に高い 災害が発生	<b>土砂災害警戒情報が発表 土砂災害発生の前兆が確認</b>
避難指示		災害発生の危険性が非常に高い 災害が発生

※該当地区に、支部・避難所の設置、避難情報の発令を行う。

## (3) 特別警報の発令（数十年に一度の降雨量や台風等が予想される場合）

区 分	対 応
雨量を基準とする大雨特別警報が発令	<b>第 3 次配備に入り、避難勧告を発令（市内全域）</b>
台風等の規模を要因とする大雨特別警報が発令	<b>第 3 次配備に入り、避難準備情報を発令（市内全域）</b>

【参考】

「三条市地域防災計画 風水害対策編」から

○ 職員の非常配備基準

別紙

